

山口県報

平成25年
12月6日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出 (企画流通課) 二
 - 解除予定保安林 (長門市) (森林整備課) 二
 - 保安林の指定 (森林整備課) 三
 - 道路の位置の指定 (建築指導課) 三
 - 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (三件) (商政課) 四
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 五
 - 公共測量の実施 (監理課) 五
 - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五
 - 雑報
 - 県報の正誤 (平成二十五年十一月二十二日山口県報の別冊) 六

山口県告示第四百六十三号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年十二月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧

に供する。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 三井化学株式会社

住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 三井化学株式会社徳山分工場

所在地 周南市徳山港町三番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間隔 時 分
三三一イ	一	平成二五、 一、二、二七	平成二五、 一、二、二七	平成二六、 一、七	断 続 八 時 間 変 動 な し

備考 「三三一イ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	
三三ーイ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	一
六	七、三	七〇、〇〇〇	一〇〇〇〇	一
	三	一〇〇	三〇	一
	六	六〇〇	六〇〇	一
	〇・二	〇・二	〇・二	一
	〇・四	〇・四	〇・四	一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	
七	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	二一、〇〇〇
八・五	五・九	一六・九	五	二一、〇〇〇
	五・二	一六・九	五	二一、〇〇〇
	二	二〇・九五	二	二一、〇〇〇
	二・一	二・一	二・一	二一、〇〇〇
	〇・四	〇・四	〇・四	二一、〇〇〇
	〇・二	〇・二	〇・二	二一、〇〇〇

山口県告示第四百六十四号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理者 山口県副知事 藤部 秀則

登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の所在地	廃止年月日
農開第一号	山口宇部農業協同組合	宇部市大字川上字小羽山七	山口宇部農業協同組合西岐波支所青果物卸売市場	宇部市大字西岐波三三五	平成二五、二一、二八

登録番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品目の部	廃止年月日

山口県告示第四百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理者 山口県副知事 藤部 秀則

- 一 解除予定保安林の所在場所
長門市深川湯本字内小丸二〇九の一(次の図に示す部分に限る。)、字赤ノ谷二〇九の三九、二〇九の四〇、二〇九の四四、二〇九の四五
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由

農卸第一号	有 限 会 社 西 岐 波 青 果 市 場	宇 部 市 大 字 西 岐 波 三 三 五	山 口 宇 部 農 業 協 同 組 合 西 岐 波 支 所 青 果 物 卸 売 市 場	宇 部 市 大 字 西 岐 波 三 三 五	青 果 部	平 成 二 五、二 一、二 八
-------	-----------------------	-----------------------	---	-----------------------	-------	-----------------

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観
光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除予定保安林の所在場所

長門市深川湯本字大寧寺二〇五の五六、二〇五の六七、字三谷二二一の三(次の図
に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観
光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 保安林の所在場所

美祢市豊田前町保々字久保田二一七、二一八、字南畑二二六の一、二二七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市豊田前町保々字久保田二一七・二一八・字南畑二二六の一・二二七(以
上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東地福下字帯谷二一五三の七四、二一五三の一六七から二一五三の一六九
まで、二一五三の一八五から二一五三の二〇三まで、二一五三の二三〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東地福下字帯谷二一五三の一六七・二一五三の一六九(以上二筆につ
いて次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 藤部 秀則

地名及び番地	山陽小野田市大字小野田字一ノ山四三四の三、四三四の四及び四三四の三地先	幅員 (メートル)	四・〇 四・四	延長 (メートル)	三四・八	指定年月日	平成二五、一三
--------	-------------------------------------	--------------	------------	--------------	------	-------	---------



(四〇五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チェーン下関安岡店

所在地 下関市梶栗町三丁目六番六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社岩崎宏健堂

住所 周南市下一の井手五六三六の五

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名
富永 幸朗

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前	河戸憲一郎	変更後	富永 幸朗
	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十五年十一月十八日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

(四〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チェーン萩土原店

所在地 萩市大字土原三八三の六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社岩崎宏健堂

住所 周南市下一の井手五六三六の五

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名
富永 幸朗

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前	河戸憲一郎	変更後	富永 幸朗
	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十五年十一月十八日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

(四〇七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チェーン光小周防店

所在地 光市大字小周防一六五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社岩崎宏健堂 住所 周南市下一の井手五六三六の五 代表者の氏名 富永 幸朗

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 河戸憲一郎	変更後 富永 幸朗
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃

四 届出年月日

平成二十五年十一月十八日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

(四〇八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十五年七月九日山口県公告（二二二）に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十二月六日から平成二十六年一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四〇九) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

平成二十五年十一月十五日から平成二十六年三月十四日まで

(四一〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年十二月六日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 開発区域に含まれる地域の名称

平成二十五年十二月六日印刷
平成二十五年十二月六日発行

発行人所

山口県知事庁

熊毛郡平生町大字平生村字下土手添
開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡平生町大字平生町一五番地の二三〇
株式会社明和産業



正 誤

平成二十五年十一月二十二日山口県報の別冊

ページ	誤	正
一五一	●●●●● -863,632	●●●●● 111,772

(選挙管理委員会事務局による集計上の誤り)